

第6編 土木工事標準単価 及び市場単価、複合単価

第1章 土木工事標準単価	6-1-4-1
第2章 市場単価	6-2-1-1
第3章 複合単価	6-3-1-1

第1章 土木工事標準単価

4 構造物撤去工		
4-1 側溝・街渠撤去工	6-1-4-1	
4-2 ブロック撤去工	6-1-4-2	

第2章 市場単価

1 市場単価方式による積算の運用について	6-2-1-1	
2 インターロッキングブロック舗装(撤去)	6-2-2-1	
3 防護柵設置工		
3-1 防護柵設置工(横断・転落防止柵)	6-2-3-1	
3-2 防護柵設置工(横断・転落防止柵)撤去工	6-2-3-2	
8 道路標識設置工	6-2-8-1	

第3章 複合単価

1 排水構造物工		
1-1 街渠樹工	6-3-1-1	
1-2 街渠工	6-3-1-3	
1-3 硬質塩化ビニル管工	6-3-1-5	
1-4 側溝新設工	6-3-1-6	
1-5 側溝及び沿道取付工	6-3-1-7	
1-6 導水パイプ設置工	6-3-1-9	
1-7 集水ます設置工	6-3-1-10	
2 路側工		
各種境界ブロック工	6-3-2-1	
3 道路付属施設工		
3-1 ケーブル配管工(信号用)	6-3-3-1	
3-2 ハンドホール工(信号用)	6-3-3-2	
4 小型擁壁工		
4-1 現場打境界コンクリート工	6-3-4-1	
4-2 現場打小型擁壁(小舗石張り)工	6-3-4-3	
5 構造物横取付復旧工		
街渠横取付復旧工	6-3-5-1	
6 仮設舗装工		
6-1 構造物横仮復旧	6-3-6-1	
6-2 車道第一次復旧	6-3-6-3	
6-3 車道仮復旧	6-3-6-5	
6-4 段差すりつけ工	6-3-6-7	
7 蓋修正工	6-3-7-1	
8 仮覆工板設置・撤去工	6-3-8-1	

第1章 土木工事標準単価

4 構造物撤去工

4-1 側溝・街渠撤去工

1. 適用範囲

本資料は、街渠コンクリート、街渠枠の撤去に適用する。

2. 土木工事標準単価

(1) 構造物とりこわし工

構造物撤去については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-1-④構造物とりこわし工」によるものとする。

3. 規格・仕様区分

対象物ごとの規格・仕様区分は次表を標準とする。

表 3.1 街渠コンクリート、街渠枠撤去数量表

撤去対象物	区分	規格・仕様	単位	数量	摘要
街渠コンクリート	無筋構造物	機械施工 (低騒音・低振動)	m ³	11.38	100m 当り
街渠枠 (H = 70)	無筋構造物	機械施工 (低騒音・低振動)		3.13	10 箇所当たり
街渠枠 (H = 80)	無筋構造物	機械施工 (低騒音・低振動)		3.39	
街渠枠 (H = 90)	無筋構造物	機械施工 (低騒音・低振動)		3.69	
街渠枠 (H = 100)	無筋構造物	機械施工 (低騒音・低振動)		3.95	
街渠枠 (H = 110)	無筋構造物	機械施工 (低騒音・低振動)		4.25	
街渠枠 (H = 120)	無筋構造物	機械施工 (低騒音・低振動)		4.51	
街渠枠 (H = 130)	無筋構造物	機械施工 (低騒音・低振動)		4.82	
街渠枠 (H = 140)	無筋構造物	機械施工 (低騒音・低振動)		5.07	

4. 単価表

(1) 街渠コンクリート撤去

(100m 当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘要
構造物とりこわし工		m ³		表 3.1 標準単価
諸 雜 費		式	1	
計				

(2) 街渠枠撤去

(10 箇所当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘要
構造物とりこわし工		m ³		表 3.1 標準単価
諸 雜 費		式	1	
計				

4-2 ブロック撤去工

1. 適用範囲

本資料は、各ブロック（地先境界ブロック、舗装境界ブロック、歩車道境界ブロック、植樹ブロック）の撤去に適用する。

2. 土木工事標準単価

(1) 構造物とりこわし工

各ブロックの撤去については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-1-④構造物とりこわし工」によるものとする。

3. 規格・仕様区分

対象物ごとの規格・仕様区分は次表を標準とする。

表 3.1 標準 規格・仕様区分

(10m当たり/10箇所当たり)

撤去対象物	基礎の有無	数量	規格・仕様	区分	単位
地先境界ブロック	基礎あり	0.67	人力施工	無筋構造物	m ³
	基礎なし	0.31			
現場打境界コンクリート H=18cm W=30cm	-	0.54	機械施工 (低騒音・低振動)	無筋構造物	m ³
現場打境界コンクリート H=15cm W=30cm	-	0.45			
舗装境界ブロック	基礎あり	0.67	機械施工 (低騒音・低振動)	無筋構造物	m ³
	基礎なし	0.31			
歩車道境界ブロック H=30cm	基礎あり	1.00	機械施工 (低騒音・低振動)	無筋構造物	m ³
	基礎なし	0.63			
歩車道境界ブロック H=25cm	基礎あり	0.90	機械施工 (低騒音・低振動)	無筋構造物	m ³
	基礎なし	0.52			
歩車道境界ブロック H=20cm	基礎あり	0.80	機械施工 (低騒音・低振動)	無筋構造物	m ³
	基礎なし	0.42			
歩車道境界ブロック H=15cm	基礎あり	0.70	機械施工 (低騒音・低振動)	無筋構造物	m ³
	基礎なし	0.32			
歩車道境界ブロック (自転車道境界ブロック)	基礎あり	0.42	機械施工 (低騒音・低振動)	無筋構造物	m ³
	基礎なし	0.21			
植樹ブロック (直線)	基礎あり	0.32	機械施工 (低騒音・低振動)	無筋構造物	m ³
	基礎なし	0.17			
植樹ブロック (曲線)	基礎あり	0.21	機械施工 (低騒音・低振動)	無筋構造物	m ³
	基礎なし	0.11			
植樹ブロック (美装化用曲線)	基礎あり	0.27	機械施工 (低騒音・低振動)	無筋構造物	m ³
	基礎なし	0.14			

※これによらない形状寸法の場合は別途考慮すること。

4. 単価表

(1) ブロック撤去

(10m当たり/10箇所当たり)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
構造物とりこわし工		m ³		表 3.1 標準単価
諸 雜 費		式	1	
計				

第2章 市場単価

1 市場単価方式による積算の運用について

1-1 施工規模による加算率の適用について

1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算することとなってい
るが、1工事とは1路線（管内工事は、各施工現場）単位とする。

1-2 変更設計時の取扱いについては、以下のとおりとする。

区 分		積 算 の 考 え 方		
事 項	工 種	市場単価採用月	加算率の扱い	備 考
工事内容 の変更 (追加)	同 一	当初設計と同じ	当初設計と同じ	施工規模の適用 で加算率が変化 しても、加算率 の変更は行わな い。
	類 似			
	新 規	変更指示時点	新規工種の施工 規模に応じた加 算率を適用する。	

2 インターロッキングブロック舗装（撤去）

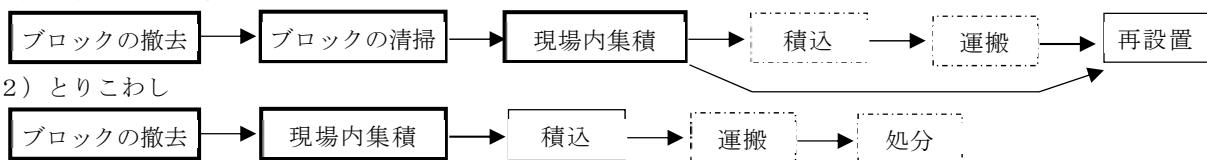
1. 適用範囲

本資料は、インターロッキングブロックの撤去作業に適用し、単価表を用意するものである。

2. 施工概要

標準施工フローは、下記のとおりとする。

(1) 再利用目的の撤去



3. 市場単価

(1) インターロッキングブロック撤去

インターロッキングブロックの撤去については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-2-②インターロッキングブロック工」によるものとする。

4. 施工パッケージ

(1) 人力積込

インターロッキングブロック撤去後の人工作業については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-② 土工（人工作業）」の「コンクリート塊」によるものとする。

(2) 機械積込

インターロッキングブロック撤去後の人工作業については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-② 土工（積込（ルーズ））」の「土砂」によるものとする。

表 3.1 積込

名 称	規 格	摘 要
人 力 積 込		施工 P
機 械 積 込	小規模（標準以外）	施工 P
機 械 積 込	小規模（標準）	施工 P

5. 単価表

(1) インターロッキングブロック撤去工（とりこわし）

（100 m²当たり）

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
インターロッキング ブロック撤去工	とりこわし	m ²	100	市場単価
諸 雜 費		式	1	
計				

(2) インターロッキングブロック撤去工（再利用目的）

（100 m²当たり）

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
インターロッキング ブロック撤去工	再利用目的	m ²	100	市場単価
諸 雜 費		式	1	
計				

(3) インターロッキングブロック撤去工（積込）

(10 m³当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
積 込		m ³	10	表 3.1 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

3 防護柵設置工

3-1 防護柵設置工（横断・転落防止柵）

1. 適用範囲

適用範囲については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-2-③防護柵設置工（横断・転落防止柵）」によるものとする。

2. 市場単価

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価の構成と範囲については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-2-③防護柵設置工（横断・転落防止柵）」によるものとする。

2-2 横断・転落防止柵の種類

横断・転落防止柵の種類は、次表を標準とする。

種 別	名 称	規 格	支柱の設置方法	型 式	支柱間隔
土 中 建 込 用	横断防止柵	大阪市A型	人 力 建 込 用	ビーム式	3.00m
		大阪市B型		ビーム式	3.00m
		大阪市I型		門型	2.50m
		大阪市II型		パネル式	2.00m
		T S K - P 3		パネル式	2.065m
		P S - 1		パネル式	2.00m
		本町通タイプ ^o		ビーム式	1.80m
		長柄橋タイプ ^o		鎖式	1.50m
		四ツ橋タイプ ^o （連鎖型）		鎖式	2.00m
		四ツ橋タイプ ^o （単鎖型）		鎖式	2.00m
		四ツ橋タイプ ^o （レール型）		ビーム式	2.00m
		堺筋タイプ ^o （レール型）		ビーム式	1.50m
		堺筋タイプ ^o （鎖型）		鎖式	2.00m
		土佐堀通タイプ ^o		ビーム式	1.80m
		浪速区第2815号線タイプ ^o		鎖式	2.00m
		浪速区第2813号線タイプ ^o		ビーム式	1.80m
		パークアベニュータイプ ^o		ビーム式	2.00m
		谷町筋タイプ ^o		鎖式	2.00m
		今里筋タイプ ^o		パネル式	2.00m
		南港通タイプ ^o		パネル式	3.00m
		中津太子橋線タイプ ^o		パネル式	2.00m
ア ネ カ ボ ル ト 建 込 用	転落防止柵	H=1100	人 力 建 込 用	パネル式	1.81m
		H=1200		パネル式	2.00m
	車輪止め柵	H=800		ビーム式	2.40m
	転倒防止柵	大阪市I型		門型	1.00m
		大阪市II型		門型	1.00m
ア ネ カ ボ ル ト 建 込 用					

2-3 加算率・補正係数

加算率・補正係数については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-2-③防護柵設置工」の、横断・転落防止柵によるものとする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費の算出については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-2-③防護柵設置工」の、横断・転落防止柵によるものとする。

3-2 防護柵（横断・転落防止柵）撤去工

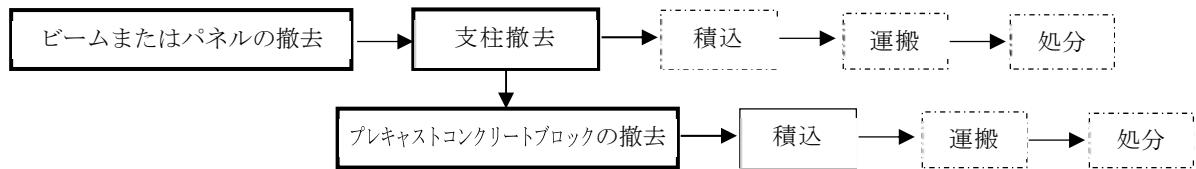
1. 適用範囲

本資料は、プレキャストコンクリートブロック建込の防護柵（横断・転落防止柵）の撤去作業に適用する。

※プレキャストコンクリートブロック建込以外の規格については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-2-③防護柵設置工（横断・転落防止柵）」を参照する。

2. 施工概要

標準施工フローは、下記のとおりとする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみであり、太線部分は市場単価である。

3. 市場単価

（1）防護柵設置工（横断・転落防止柵）

防護柵撤去については、国土交通省 土木工事標準積算基準書「VI-2-③防護柵設置工（横断・転落防止柵）」によるものとする。

4. 施工パッケージ

（1）人力積込

防護柵撤去後のプレキャストコンクリートブロック殻の人力積込作業については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-② 土工（人力積込）」の「コンクリート塊」によるものとする。

（2）機械積込

防護柵撤去後のプレキャストコンクリートブロック殻の機械積込作業については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-② 土工（積込（ルーズ））」の「土砂」によるものとする。

表 3.1 積込

名 称	規 格	摘 要
人 力 積 込		施工 P
機 械 積 込	小規模（標準以外）	施工 P
機 械 積 込	小規模（標準）	施工 P

5. 単価表

（1）防護柵（横断・転落防止柵）撤去工（積込）

（10 m³当り）

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
積 込		m ³	10	表 3.1 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

8 道路標識設置工

1. 適用範囲

適用範囲については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-2-⑧道路標識設置工」によるものとする。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価の構成と範囲については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-2-⑧道路標識設置工」によるものとする。

2-2 道路標識の種類

道路標識の種類は、次表を標準とする。

表2.1

種類	番号	標準規格等 (mm)	標準面積 (m ²)	備考
案内標識	市町村	101	800×1900	1.52
	方面、方向及び距離	105-A	2000×2700	5.4
	方面、方向及び距離	105-B	1425×2280	3.24
	方面、方向及び距離	105-C	720×2280	1.64
	方面及び距離	106-A	1200×450	0.54
	方面及び方向の予告	108-A	2400×3000	7.2
	方面及び方向の予告	108-B	1600×1600	2.56
	方面及び方向	108の2-A	2400×3000	7.2
	方面及び方向	108の2-B	1600×1600	2.56
	方面、方向及び道路の通称名の予告	108の3	2400×3000	7.2
	方面、方向及び道路の通称名	108の4	2400×3000	7.2
	著名地点	114-A	800×3100	2.48
	著名地点	114-B	260×1120	0.28
	著名地点	114-C	1200×2000	2.4
	主要地点	114の2-A	710×1260 800×1260	1.08 0.89
	主要地点	114の2-B	1800×800	1.44
	国道番号	118-B	240×800	0.18
	国道番号	118-C	240×800	0.17
	都道府県道番号	118の2-B	240×800	0.18
	都道府県道番号	118の2-C	240×800	0.17
警戒標識	道路の通称名	119-A	360×1200 360×1450	0.41 0.50
	道路の通称名	119-B	360×1200 360×1450	0.39 0.48
	道路の通称名	119-C	300×1200	0.36
	+形道路交差点あり	201-A	450×450	0.20
	ト(+)形道路交差点あり	201-B	450×450	0.20
	T形道路交差点あり	201-C	450×450	0.20
	Y形道路交差点あり	201-D	450×450	0.20
	ロータリーあり	201の2	450×450	0.20
	右(左)方屈曲あり	202	450×450	0.20
	右(左)方屈折あり	203	450×450	0.20

種類	番号	標準規格等 (mm)	標準面積 (m ²)	備考
警戒標識	信号機あり	208 の 2	450×450	0.20 カプセルレンズ
	すべりやすい	209	450×450	0.20 カプセルレンズ
	落石のおそれあり	209 の 2	450×450	0.20 カプセルレンズ
	郎面凹凸あり	209 の 3	450×450	0.20 カプセルレンズ
	合流あり	210	450×450	0.20 カプセルレンズ
	車線数減少	211	450×450	0.20 カプセルレンズ
	幅員減少	212	450×450	0.20 カプセルレンズ
	二方向交通	212 の 2	450×450	0.20 カプセルレンズ
	上り急勾配あり	212 の 3	450×450	0.20 カプセルレンズ
	下り急勾配あり	212 の 4	450×450	0.20 カプセルレンズ
	道路工事中	213	450×450	0.20 カプセルレンズ
	横風注意	214	450×450	0.20 カプセルレンズ
	動物が飛び出すおそれあり	214 の 2	450×450	0.20 カプセルレンズ
	その他の危険	215	450×450	0.20 カプセルレンズ
規制標識	危険物積載車両通行止め	319	φ 600	— カプセルレンズ
	重量制限	320	φ 600	— カプセルレンズ
	高さ制限	321	φ 600	— カプセルレンズ
	最大幅	322	φ 600	— カプセルレンズ
	自動車専用	325	φ 600	— カプセルレンズ
	自転車専用	325-2	φ 780	— カプセルレンズ
	歩行者及び自転車専用	325-3	φ 600	— カプセルレンズ
	歩行者専用	325-4	φ 600	— カプセルレンズ
補助標識	距離・区域	501	150×400	— カプセルレンズ
	日・時間	502	150×400	— カプセルレンズ
	車両の種類	503	150×400	— カプセルレンズ
	駐車余地	504	150×400	— カプセルレンズ
	始まり	505-A	150×400	— カプセルレンズ
	始まり	505-B	150×400	— カプセルレンズ
	区間内	506	150×400	— カプセルレンズ
	終わり	507-A	150×400	— カプセルレンズ
	終わり	507-B	150×400	— カプセルレンズ
	通学路	508	150×400	— カプセルレンズ
	追越し禁止	508 の 2	150×400	— カプセルレンズ
	前方優先道路	509	150×400	— カプセルレンズ
	踏切注意	509 の 2	150×400	— カプセルレンズ
	横風注意	509 の 3	150×400	— カプセルレンズ
	動物注意	509 の 4	150×400	— カプセルレンズ
	注意	509 の 5	150×400	— カプセルレンズ
	注意事項	510	150×400	— カプセルレンズ
	規制理由	510 の 2	150×400	— カプセルレンズ
	方向	511	150×400	— カプセルレンズ
	地名	512	150×400	— カプセルレンズ

(注) 本表の規格、面積等は一部であり状況に合せて、選定すること。

2-3 加算率・補正係数

加算率・補正係数については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-2-⑧道路標識設置工」によるものとする。

2-4 加算額

加算額については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-2-⑧道路標識設置工」によるものとする。

3. 単価表

(1) 標識基礎設置 (片持式・門型式)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
標識基礎設置	片持式・門型式	m ³		市場単価、道路工事標準設計図集
アンカーボルト		Kg		市場単価、道路工事標準設計図集
諸 雜 費		式	1	

(2) 標識柱設置 (片持式・門型式)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
標識柱設置	片持式・門型式	基		市場単価、道路工事標準設計図集
標識柱		本		道路工事標準設計図集
諸 雜 費		式	1	

(3) 標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式]

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
標識柱・基礎設置 (路側式)	単柱式・複柱式	基		市場単価、道路工事標準設計図集
諸 雜 費		式	1	

(4) 標識板撤去 (添架式は除く) [路側式・片持式・門型式、案内標識【路線番号除く】]

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
標識板撤去 (添架式は除く)	案内標識 (路側式・片持式・門型式)	m ²		市場単価
諸 雜 費		式	1	

(5) 標識板撤去 (添架式は除く) [警戒・規制・指示・路線番号標識]

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
標識板撤去 (添架式は除く)	警戒・規制・指示・路線番号標識	基		市場単価
諸 雜 費		式	1	

(6) 標識板撤去 (添架式標識板)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
標識板撤去 (添架式標識板)		基		市場単価
諸 雜 費		式	1	

(7) 標識基礎撤去 (片持式・門柱式)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
標識基礎撤去		m ³		市場単価
諸 雜 費		式	1	

(8) 標識柱撤去 (片持式・門型式)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
標識柱撤去	片持式・門型式	基		市場単価
諸 雜 費		式	1	

(9) 路側式標識柱・基礎撤去 [単柱式・複柱式]

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
標識柱・基礎撤去	単柱式・複柱式	基		市場単価
諸 雜 費		式	1	

(10) 標識板設置 (案内標識【路線番号除く】)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
標識板設置	案内標識 (路側式・片持式・門型式・添架式)	m ²		市場単価
諸雑費		式	1	

(11) 標識板設置 [警戒・規制・指示・路線番号標識]

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
標識板設置	警戒・規制・指示・路線番号標識	基		市場単価
諸雑費		式	1	

(12) 添架式標識板取付金具設置

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
添架式標識板取付金具設置		基		市場単価
諸雑費		式	1	

第3章 複合単価

1 排水構造物工

1-1 街渠枠工

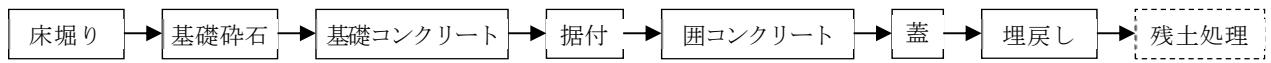
1. 適用範囲

本資料は、プレキャスト製街渠枠（大阪市型）及び、現場打ち街渠枠据付、既設街渠枠へのインバート設置作業に適用し、単価表を用意するものである。

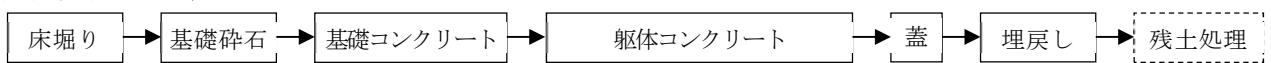
2. 施工概要

標準施工フローは下記を標準とする。

(1) プレキャスト製街渠枠



(2) 現場打ち街渠枠



(注) 本工種で対応しているのは実線部分のみである

3. 施工パッケージ

施工パッケージについては、下記条件を標準とする。

(1) 床堀り

床堀りについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（床堀工）」によるものとする。

(2) 埋戻し

埋戻しについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（埋戻）」によるものとする。

4. 施工歩掛

(1) モルタル練

モルタル練については、本基準書第2編第4章1コンクリート工4-2モルタル練によるものとする。

5. 単価表

(1) 街渠柵 (ブロック積、インパート型)

(1 箇所当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
プレキャスト街渠柵	H=70~140cm 大阪市型ブロック	箇所	1	(材工共)
街 渠 柵 蓋	各種	組	1	
床 掘 り	小規模	m ³		必要に応じて計上 施工 P
埋 戻 し	小規模	m ³		必要に応じて計上 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

(2) 既設街渠柵インパート設置

(10 箇所当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
モルタル練	高炉 1:2	m ³	0.76	
半割リブ付塩ビ管	φ 150mm (集水ます用)	本	20.83	
	φ 200mm (0号マンホール用)		6.85	
	φ 300mm (0号マンホール用)		6.85	
諸 雜 費		式	1	
計				

1-2 街渠工

1. 適用範囲

本資料は、街渠コンクリート（幅 50 cm）の設置に適用し、単価表を用意するものである。

2. 施工パッケージ

下記の標準条件を外れた場合は、各工種の積上げにて計上する。

(1) 上層路盤

上層路盤については、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-1-①路盤工(歩道部)」によるものとする。

(2) コンクリート

生コンクリートの打設については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-①コンクリート工」によるものとする。また養生については、一般養生を標準とする。

(3) 型枠

型枠については、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-②型枠工」によるものとする。

(4) 目地板

目地板の設置については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-2-⑯目地・止水板設置工」によるものとする。

(5) 床掘り

床掘りについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工(床掘工)」によるものとする。

(6) 埋戻し

埋戻しについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工(埋戻工)」によるものとする。

3. 使用材料

街渠コンクリート設置に用いる材料使用量は、下表を標準とする。

表 3.1 材料使用量 (100m 当り)

材 料	規格	単位	数量
上 層 路 盤	鉄鋼スラグ(HMS-25) t=10cm	m ²	50.00
コ ン ク リ 一 ト		m ³	11.38
目 地 板	伸縮目地	m ²	1.14

4. 単価表

(1) 街渠コンクリート設置

(100m当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
上層路盤 (歩道部)	鉄鋼スラグ (HMS-25)	m ²		必要に応じて計上 表 3.1 施工 P
コンクリート	小型構造物人力打設	m ³		表 3.1 施工 P
型 枠	一般型枠 小型構造物	m ²		必要に応じて計上 施工 P
目 地 板	伸縮目地	m ²		表 3.1 施工 P
床 堀 り	小規模	m ³		必要に応じて計上 施工 P
埋 戻 し	小規模	m ³		必要に応じて計上 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

※生Co打設のみを昼間で施工する場合は、上記単価表の「コンクリート」を昼間の施工パッケージとし、それ以外は夜間の施工パッケージを適用する。

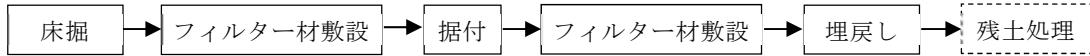
1-3 硬質塩化ビニル管工

1. 適用範囲

本資料は、硬質塩化ビニル管の据付作業に適用し、単価表を用意するものである。

2. 施工概要

標準施工フローは、下記のとおりとする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工パッケージ

(1) 床掘り

床掘りについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（床掘工）」によるものとする。

(2) 埋戻し

埋戻しについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（埋戻工）」によるものとする。

(3) 暗渠排水管

暗渠排水管については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-2-⑩排水構造物工（暗渠排水管）」によるものとする。

(4) フィルター材

暗渠排水管については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-2-⑩排水構造物工（フィルター材）」によるものとする。

4. 使用材料

硬質塩化ビニル管工に用いる材料使用量は、下表を標準とする。

表 4.3 フィルター材体積

(100m当たり)

施工区分	単位	数量
歩道・植栽下	m ³	フィルター厚×掘削幅×100
車道・街渠C o下	m ³	[(管渠外径+0.20)×掘削幅-管渠外径面積]×100

5. 単価表

(1) 硬質塩化ビニル管設置

(100m当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
暗渠排水管		m	100	施工P
フィルター材	再生砂	m ³		表 4.3 施工P
床掘り	小規模	m ³		必要に応じて計上 施工P
埋戻し	小規模	m ³		必要に応じて計上 施工P
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) 諸雑費には、接合剤等の雑材費用を含む。

1-4 側溝新設工

1. 適用範囲

本資料は、側溝新設工に適用し、単価表を用意するものである。

2. 施工パッケージ

(1) コンクリート

生コンクリートの打設については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-① コンクリート工」によるものとする。また養生については、一般養生を標準とする。

(2) 型枠

型枠については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-②型枠工」によるものとする。

(3) モルタル練

モルタル練については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-①コンクリート工 (モルタル練)」によるものとする。

3. 使用材料

側溝新設工に用いる材料使用量は、下表を標準とする。

表 3.1 材料使用量 (100m 当り)

材 料	規 格	単 位	数 量
生 コンクリート		m ³	1.50
モルタル	高炉 1:3	m ³	0.54
型 枠		m ²	30.00

4. 単価表

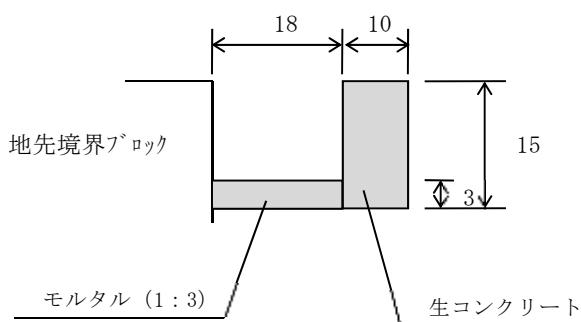
(1) 側溝新設

(100m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート	小型構造物人力打設	m ³		表 3.1 施工 P
モルタル練		m ³		表 3.1 施工 P
型 枠	一般型枠 小型構造物	m ²		表 3.1 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

【参考】

(単位: cm)



1-5 側溝及び沿道取付工

1. 適用範囲

本資料は、地先境界ブロック据え直し等に伴う側溝修理（モルタル厚 3cm）及び沿道家屋との取付工（モルタル、コンクリート、アスファルト等）に適用し、単価表を用意するものである。※側溝新設は除く。

2. 沿道取付工（側溝修理及び取付工）について

（1）沿道家屋との取付幅 50cm 以内とし、その形状や個々の数量に関係なく一律、施工延長で計上する。

※取付幅が 50cm をこえる箇所については別途考慮する。

（2）沿道取付工に伴う、掘削及び残土運搬は原則として計上しない。

（切削工は別途考慮してもよい。）

（3）重力式擁壁の設置に伴う沿道取付工については、別途考慮するものとし、下図の要領による。

（4）沿道取付工の積算数量は、道路境界石の据え直し延長から側溝新設の数量を除いた延長とする。

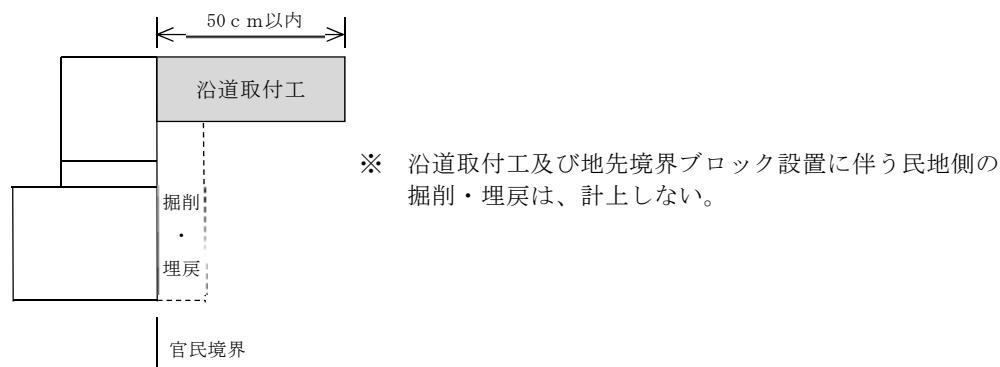
※沿道取付工（m）＝地先境界ブロックの据え直し延長－側溝新設の延長

3. 施工パッケージ

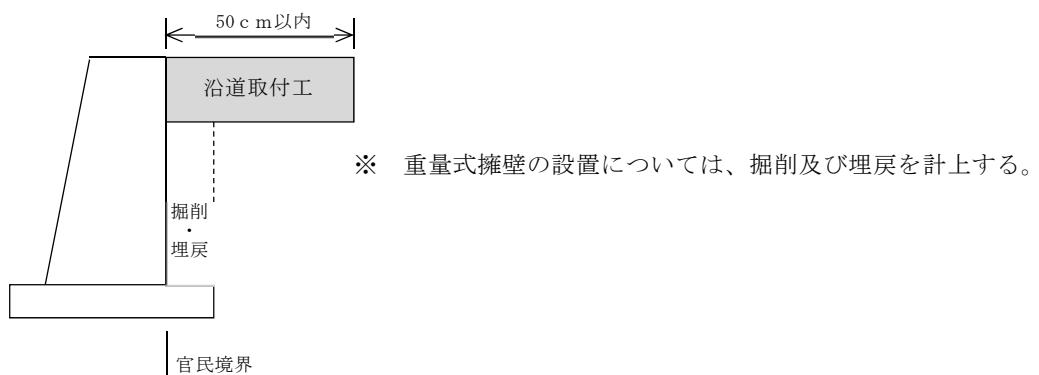
（1）モルタル練

モルタル練については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-①コンクリート工（モルタル練）」によるものとする。

※ 地先境界ブロック（ブロック、場所打コンクリート）



※ 重量式擁壁の設置に伴う土砂の埋戻で沿道取付が発生する場合



4. 使用材料

沿道取付工に用いる材料使用量は、次表のとおりとする。

表 4.1 材料使用量

(100m当たり)

材 料	規 格	単 位	数 量
モ ル タ ル	高炉 1:3	m ³	0.30

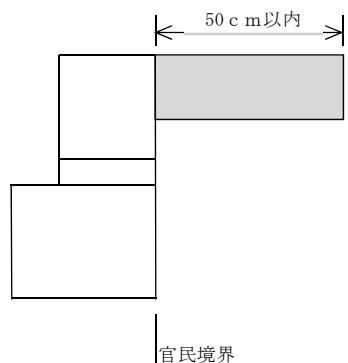
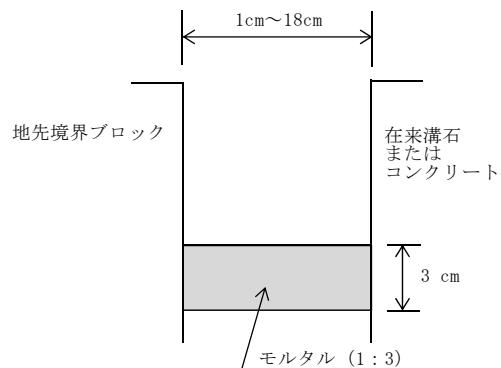
5. 単価表

(1) 沿道取付工

(100m当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
モ ル タ ル 練		m ³		表 4.1 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

※ 沿道取付工（側溝修理及び取付工）



※ 取付け幅は地先境界ブロックより 50cm までの摘要とする。

1-6 導水パイプ設置工

1. 適用範囲

本資料は、低騒音舗装の施工に伴い、街渠枠に導水パイプを接続する場合に適用し、単価表を用意するものである。

2. 導水パイプ接続用削孔

- (1) 削孔機械として、ハンドハンマ（15kg級）を使用する。
- (2) 削孔深については、100mm以上200mm未満とする。

3. 施工歩掛

施工歩掛については、下記条件を標準とする。

また、下記の標準条件を外れた場合は、各工種の積上げにて計上する。

(1) 導水パイプ設置

導水パイプ設置については、次表を標準とする。

(100m当たり)

名 称	単位	数量
土木一般世話役	人	0.5
普通作業員	〃	1.0

4. 施工パッケージ

(1) コンクリート削孔工

コンクリート削孔については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-2-⑯コンクリート削孔工」によるものとする。

(2) モルタル練

モルタル練については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-①コンクリート工（モルタル練）」によるものとする。

5. 単価表

(1) 導水パイプ設置

(10箇所当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
コンクリート削孔 (さく岩機)	100mm以上 200mm未満	孔	10	必要に応じて計上 施工P
導水パイプ設置	φ15mm 樹脂製	m	10	
モルタル練	高炉B 1:3	m ³	0.02	施工P
諸 雜 費		式	1	
計				

1-7 集水ます設置工

1. 適用範囲

本資料は、コンクリート製ますを設置する場合に適用し、単価表を用意するものである。

2. 施工パッケージ

(1) コンクリート

生コンクリートの打設については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-①コンクリート工」によるものとする。また養生については一般養生を標準とする。

(2) 型枠

型枠については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-②型枠工」によるものとする。

3. 施工歩掛

(1) ます工

ます工については、下水道工事（土木）積算基準「第2編第11節 ます工」によるものとする。

(2) モルタル練

モルタル練については、本基準書第2編第4章1 コンクリート工 4-2 モルタル練によるものとする。

4. 単価表

(1) 集水ます設置工

(10箇所当り)

名 称	単 位	数量(I型)	数量(II型)	数量(III型)	適 要
砂	m3		0.11		ます工(ます基礎)
特殊作業員	人		0.24		ます工(ます基礎)
普通作業員	人		0.24		ます工(ます基礎)
モルタル練工 高炉 1:2	m3	0.05	0.07	0.07	
土木一般世話役	人		1.0		▲ます工(集水ます設置)
特殊作業員	人		1.3		▲ます工(集水ます設置)
普通作業員	人		1.3		▲ます工(集水ます設置)
集水ます基礎ブロック 1 取付管 D=150mm 用/取付管 D=200mm 用	個		10.0		
集水ます基礎ブロック 2	個		10.0		
集水ます側壁ブロック 3 1号/2号	個		30.0		
集水ます上部ブロック 4 1号	個	10.0	20.0	20.0	
集水ます上部ブロック 5 2号	個		10.0		
集水ます モルタル蓋	個	10.0			
集水ます用縁石(い)ブロック	個	10.0			
集水ます用縁石(ろ)ブロック	個	10.0			
集水ますII型 密閉蓋	組		10.0		
集水ますII型ブロック	組		10.0	10.0	
集水ますIII型 鉄蓋	個			10.0	
コンクリート (インパートコンクリート)	m3		0.12		施工P (小型構造物人力打設)
コンクリート (縁石コンクリート)	m3		0.06	0.06	施工P (小型構造物人力打設)
型枠	m2		0.76	0.76	施工P (一般型枠 小型構造物)
特殊作業員	人		0.65		ます工(ます接続)
普通作業員	人		0.65		ます工(ます接続)
半割リブ付塩ビ管(集水樹用) D=150 mm/D=200 mm L=240 mm	本		10.0		
諸雑費	%		1		▲労務費の1%
計					

2 路側工

各種境界ブロック工

1. 適用範囲

本資料は、表 2.1 に示すプレキャスト製品による各種境界ブロックの据付作業に適用し、単価表を用意するものである。

2. 規格・仕様

表 2.1 規格・仕様

使用材料	規 格	単位	摘 要
歩車道境界ブロック (片面)	180／210×300×600	m	JIS 規格 C 型
	180／205×250×600	m	JIS 規格 B 型
	180／200×200×600	m	大阪市 C 型
	180／195×150×600	m	大阪市 B 型
歩車道境界 ブロック (両面)	180／230×250×600	m	JIS 規格 C 型
	180／240×300×600	m	JIS 規格 B 型
	180／230×250×600	m	JIS 規格 C 型端部
	180／240×300×600	m	JIS 規格 B 型端部
分離帯ブロック	180／210×300×600	m	JIS 規格 C 型
地先境界ブロック 舗装境界ブロック	180×150×1000	m	本市規格品
植樹ブロック (連続植樹帶 ブロック)	(直線部)	m	本市規格品
	(曲線部)	箇所 (0.57m)	本市規格品
	(美装化用曲線)	箇所 (0.57m)	本市規格品
植樹ブロック (街路樹根囲 石)	(I型)	組 (2.63m)	本市規格品
	(II型)	組 (3.43m)	本市規格品
	(III型)	組 (3.83m)	本市規格品
	(美装型I型)	組 (2.63m)	本市規格品
	(美装型II型)	組 (3.43m)	本市規格品
	(美装型III型)	組 (3.83m)	本市規格品
自転車道境界ブロック	250×50／80×600	m	本市規格品

() 内は 1 箇所または 1 組当りの延長である。

3. 施工パッケージ

3-1 施工パッケージについては、下記条件を標準とする。

(1) 路側工（据付け）

各種境界ブロックの据付作業については国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-2-③路側工（据付け）」によるものとし、その適用範囲は表3.1のとおりとする。

(2) 床掘り

床掘りについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（床掘工）」によるものとする。

(3) 埋戻し

埋戻しについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（埋戻工）」によるものとする。

3-2 基礎生コンクリート打設を昼間施工、ブロック据付作業を夜間施工とする場合は、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-2-③路側工（据付け）」の均し基礎コンクリートは無しとし、コンクリートを別途計上する。

(1) コンクリート

生コンクリートの打設については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-①コンクリート工」によるものとする。また養生については一般養生を標準とする。

(2) 型枠

型枠については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-②型枠工」によるものとする。

表 3.1 施工パッケージ適用範囲

名称		単位	規格	施工パッケージ	施工 P 区分
歩車道境界ブロック (片面)		m	180／210×300×600	歩車道境界ブロック	C 種
		m	180／205×250×600		B 種
		m	180／200×200×600		各種 (600mm 以下、50kg 以上 100kg 未満)
		m	180／195×150×600		各種 (600mm 以下、50kg 未満)
歩車道境界 ブロック (両面)	(一般部)	m	180／230×250×600		各種 (600mm 以下、50kg 以上 100kg 未満)
		m	180／240×300×600		
	(端部)	m	180／230×250×600		
		m	180／240×300×600		
分離帯ブロック	m	180／210×300×600			C 種
地先境界ブロック	m	180×150×1000	地先境界ブロック		各種 (600mm 超 1000mm 以下、 50kg 以上 150kg 未満)
舗装境界ブロック	m	180×150×1000			各種 (600mm 超 1000mm 以下、 50kg 以上 150kg 未満)
植樹ブロック (連続植樹帶 ブロック)	(直線部)	m			各種 (600mm 以下、50kg 未満)
	(曲線部)	箇所			
	(美装化用曲線)	箇所			
植樹ブロック (街路樹根圍 石)	(I型)	箇所			各種 (600mm 以下、50kg 未満)
	(II型)	箇所			
	(III型)	箇所			
	(美装型 I型)	箇所			
	(美装型 II型)	箇所			
	(美装型 III型)	箇所			
自転車道境界ブロック	m	250×50／80×600			各種 (600mm 以下、50kg 未満)

4. 単価表

(1) 各種境界ブロック (設置)

(10m 当り / 100 箇所)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
路側工 (据付け)	各種	m	10.00	表 3.1 施工 P
		箇所	100.00	
		組	100.00	
床掘り	小規模	m ³		必要に応じて計上 施工 P
埋戻し	小規模	m ³		必要に応じて計上 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

3. 道路付属施設工

3-1 ケーブル配管工（信号用）

1. 適用範囲

本資料は、車道および歩道の信号用ケーブル配管工事に適用する。

2. 施工歩掛

施工歩掛については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VIII-2-1 共通設備工」の①配管・配線工のうち、波付硬質合成樹脂管（FEP）敷設によるものとする。

3. 付属品費

本市基準書（電気通信編）「8-1-1 一般事項」により、雑材料等を計上する。

波付硬質合成樹脂管材料価格の 5%

4. 単価表

（1）ケーブル配管（設置）

（1条・100m当たり）

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
電 工		人	0.5	
波付硬質合成樹脂管	F E P	m	100	
付 属 品 費	5%	式	1	
諸 雜 費		式	1	
計				

3-2 ハンドホール工（信号用）

1. 適用範囲

本資料は、信号用ハンドホールの設置工事に適用し、単価表を用意するものである。

2. 施工パッケージ

（1）コンクリート

生コンクリートの打設については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-①コンクリート工」によるものとする。

（2）型枠

型枠については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-②型枠工」によるものとする。

（3）基礎碎石

基礎碎石については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-2-②基礎・裏込碎石工、基礎・裏込栗石工（基礎碎石）」によるものとする。

3. 施工歩掛

（1）モルタル練

モルタル練については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-①コンクリート工」によるものとする。

4. 使用材料

ハンドホール工に用いる材料使用量は、次表のとおりとする。

表 4.1 材料使用量

(10 箇所当り)

材 料	規 格	単位	車道用	歩道用
			数量	
生 コンクリート	$\sigma_{ck} \geq 18N/mm^2$	m ³	2.94	0.44
型 枠		m ²	8.40	2.48
鉄 蓋	φ 600 (支給品)	組	10	
鉄 蓋	φ 450 (支給品)	組		10
ハンドホール・直壁	(支給品)	個	10	
ハンドホール・斜壁	(支給品)	個	10	
ハンドホール C-1	(支給品)	個		10
ハンドホール C-2	(支給品)	個		10
ハンドホール C-3	(支給品)	個		10
モルタル	1:2	m ³	0.1	0.02
生 コンクリート	$\sigma_{ck} \geq 18N/mm^2$	m ³	0.1	
型 枠		m ²	1.5	

5. 単価表

(1) 信号用ハンドホール設置 (車道用)

(10 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
コンクリート	$\sigma_{ck} \geq 18N/mm^2$ 小型構造物人力打設	m ³		表 4.1 施工 P
型 枠	一般型枠 小型構造物	m ²		表 4.1 施工 P
信号用ハンドホール設置手間 (車道用)		箇所	10	
信号用ハンドホール	鉄蓋 $\phi 600$	組	10	表 4.1 (車道用)
信号用ハンドホール	直壁 900B	個	10	表 4.1 (車道用)
信号用ハンドホール	斜壁 600C	個	10	表 4.1 (車道用)
基 础 碎 石	RC-40 t=15 cm	m ²	28.90	施工 P
モ ル タ ル	1 : 2	m ³		表 4.1
囲コンクリート	$\sigma_{ck} \geq 18N/mm^2$ 小型構造物人力打設	m ³		表 4.1 施工 P
型 枠	一般型枠 小型構造物	m ²		表 4.1 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

(2) 信号用ハンドホール設置 (歩道用)

(10 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
コンクリート	$\sigma_{ck} \geq 18N/mm^2$ 小型構造物人力打設	m ³		表 4.1 施工 P
型 枠	一般型枠 小型構造物	m ²		表 4.1 施工 P
信号用ハンドホール設置手間 (歩道用)		箇所	10	
信号用ハンドホール	鉄蓋 $\phi 450$	組	10	表 4.1 (歩道用)
信号用ハンドホール	(C-3) 内寸 450×450×150mm	個	10	表 4.1 (歩道用)
信号用ハンドホール	(C-2) 内寸 450×450×300mm	個	10	表 4.1 (歩道用)
信号用ハンドホール	(C-1) 内寸 450×450×300mm	個	10	表 4.1 (歩道用)
基 础 碎 石	RC-40 t=10cm	m ²	7.56	施工 P
モ ル タ ル	1 : 2	m ³		表 4.1
諸 雜 費		式	1	
計				

4 小型擁壁工

4-1 現場打境界コンクリート工

1. 適用範囲

本資料は、現場打境界コンクリート・嵩上コンクリートの設置に適用し、単価表を用意するものである。

2. 施工パッケージ

(1) コンクリート

生コンクリートの打設については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-① コンクリート工」によるものとする。

(2) 型枠

型枠については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-②型枠工」によるものとする。

(3) 目地板

目地板の設置については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-2-⑯目地・止水板設置工」によるものとする。

(4) 床掘り

床掘りについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（床掘工）」によるものとする。

(5) 埋戻し

埋戻しについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（埋戻工）」によるものとする。

3. 使用材料

現場打ち境界コンクリート工に用いる材料使用量は、次表を標準とする。

表 3.1 材料使用量（現場打ち境界コンクリート） (100m 当り)

形状寸法	名称	生コンクリート	型枠	目地板
	単位	m ³	m ²	m ²
	算式	W×H×100m	H×100×型枠面数	W×H×10 枚
W=18 cm、H=30 cm 両側型枠	5.40	60.00	0.54	
W=15 cm、H=30 cm 両側型枠	4.50	60.00	0.45	

※ これによらない形状寸法の場合は、別途考慮すること。

表 3.2 材料使用量（嵩上コンクリート） (10 m³ 当り)

形状寸法	名称	生コンクリート	型枠	目地板
	単位	m ³	m ²	m ²
	算式	—	10 m ³ ／W×型枠面数	—
基礎嵩上げコンクリート W=24 cm 両側型枠	10.00	83.33	1.00	
	10.00	111.11		

※ これによらない形状寸法の場合は、別途考慮すること。

4. 単価表

(1) 現場打境界コンクリート・嵩上コンクリート(設置)

(100m/10 m³当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
コンクリート	小型構造物人力打設	m ³		表 3.1, 表 3.2 施工 P
型 枠	一般型枠 小型構造物	m ²		表 3.1, 表 3.2 施工 P
目 地 板		m ²		表 3.1, 表 3.2 施工 P
床 掘 り	小規模	m ³		必要に応じて計上 施工 P
埋 戻 し	現場制約あり	m ³		必要に応じて計上 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

4-2 現場打小型擁壁（小舗石張り）工

1. 適用範囲

本資料は、現場打小型擁壁（小舗石張り）の設置に適用し、単価表を用意するものである。

2. 施工パッケージ

(1) コンクリート

生コンクリートの打設については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-①コンクリート工」によるものとする。

(2) 型枠

型枠については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-②型枠工」によるものとする。

(3) 目地板

目地材設置については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-2-⑯目地・止水板設置工」によるものとする。

3. 使用材料

現場打小型擁壁（小舗石張り）工に用いる材料使用量は、次表を標準とする。

表 3.1 使用材料 (100m当たり)

形状寸法	名称	平石張り 方形石 (90×90×90)	コンクリート	型枠	目地板
	単位	m ²	m ³	m ²	m ²
現場打小型擁壁 小舗石張り A		87.04	14.05	116.04	1.40
現場打小型擁壁 小舗石張り B		77.04	9.25	116.04	0.92

4. 単価表

(1) 現場打小型擁壁（小舗石張り）設置

(100m当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
平 石 張 り	壁張り 方形石 (90×90×90)	m ²		表 3.1
コ ン ク リ 一 ト	小型構造物人力打設	m ³		表 3.1 施工 P
型 枠	一般型枠 小型構造物	m ²		表 3.1 施工 P
目 地 板		m ²		表 3.1 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

5 構造物横取付復旧工

街渠横取付復旧工

1. 適用範囲

本資料は、街渠横取付復旧に適用し、単価表を用意するものである。

2. 施工パッケージ

(1) コンクリート

生コンクリートの打設については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-①コンクリート工」によるものとする。養生については一般養生を標準とする。

(2) 表層

アスファルト舗装については、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-1-②アスファルト舗装工(車道・路肩部)」によるものとする。

3. 単価表

(1) 街渠横取付復旧工(切削厚6cm以下)

(100m当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
コ ン ク リ 一 ト	小型構造物人力打設	m ³	2.00	施工 P
表層(車道・路肩部)	再生密粒度 As 厚 5cm 平均幅員 1.4m 未満	m ²	10.00	施工 P 瀝青材料含まず
諸 雜 費		式	1	
計				

(2) 街渠横取付復旧工(切削厚6cmを超える12cm以下)

(100m当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
コ ン ク リ 一 ト	小型構造物人力打設	m ³	1.50	施工 P
アスファルト合材	再生密粒度 As	t	2.51	材料費 式 注4 参照
街渠横取付復旧用 仮設舗装	厚 10cm	m ²	10.00	瀝青材料含まず
諸 雜 費		式	1	
計				

(3) 街渠横取付復旧工(本復旧)

(100m当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
コ ン ク リ 一 ト	小型構造物人力打設	m ³	2.00	施工 P
表層(車道・路肩部)	再生密粒度 As 厚 5cm 平均幅員 1.4m 未満	m ²	10.00	施工 P PK-4 含む
諸 雜 費		式	1	
計				

- (注) 1. アスファルト混合物は密粒(再生)を標準とするが、現場条件などにより他のアスファルト混合物が適している場合はこの限りではない。
2. 舗装版の破碎及び、土砂掘削は別途計上すること。
3. PK-4等については、必要に応じて計上する。

4. アスファルト合材使用量は次式による。

$$\begin{aligned} \text{使用量}(t) &= \text{設計密度}(t/m^3) \times \text{設計数量}(m^3) \times (1+K) \\ &= 2.35 \times (100 \times 0.10 \times 0.10) \times (1+0.07) = 2.51(t) \end{aligned}$$

設計密度: 2.35(t/m³) ロス率(K): +0.07

5. 生Co打設のみを昼間で施工する場合は、上記単価表の「コンクリート」を昼間の施工パッケージとし、それ以外は夜間を適用する。

6 仮設舗装工

6-1 構造物横仮復旧

1. 適用範囲

本資料は、原則として地先境界ブロック及び現場打境界コンクリートの据え直し又は新設（単断面道路での施工）及び街渠コンクリートの補修又は新設に伴う車道部の仮復旧に適用し、単価表を用意するものである。

2. 施工条件

- 1) 構造物の高さ修正に伴う段差すり付け工についても含むものとし、その形状や個々の数量に関係なく一律、施工延長（m単位）で計上する。
- 2) 構造物横仮復旧工には、舗装版の直接掘削・積込及び土砂の掘削・積込・埋戻しまでのを含むものとし、舗装切断、殻運搬処理、処分費については、別途計上する。
- 3) 歩道部について仮復旧工の必要が生じた場合は、別途積算により考慮するものとする。

3. 施工パッケージ

（1）舗装版破碎積込

舗装版破碎積込については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（床掘工（舗装版破碎積込））」によるものとする。

（2）掘削

掘削については、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-②土工（掘削）」によるものとする。

（3）埋戻し

埋戻しについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（埋戻工）」によるものとする。

（4）表層

アスファルト舗装については、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-1-②アスファルト舗装工（車道・路肩部）」によるものとする。

4. 舗装構造

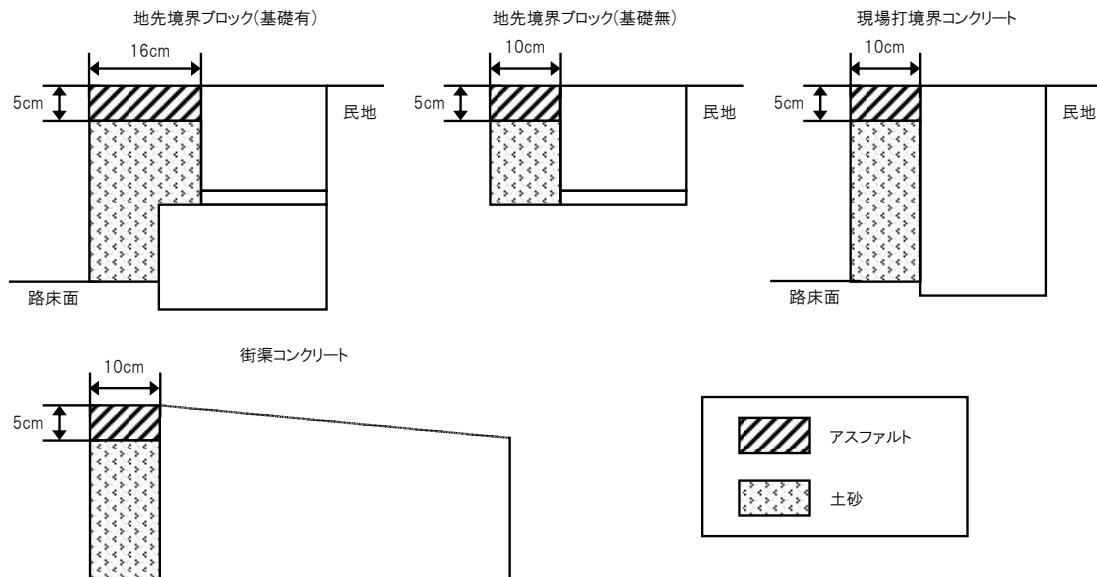
構造物横仮復旧の舗装構造ごとの施工量は、次表を標準とする。

表 4.1 舗装構造及び各種必要量

(10m 当り)

舗装構造	施工量	舗装版破碎積込 (m ²)	掘削 (m ³)	埋戻し (m ³)	表層 (車道・路肩部)
地先境界ブロック（基礎有） N1, N2 (C B R 6 %)	1.60	0.20	0.20	1.60	
地先境界ブロック（基礎有） N3, N4 (C B R 6 %)	1.60	0.30	0.30	1.60	
地先境界ブロック（基礎無） N1, N2 (C B R 6 %)	1.00	0.10	0.10	1.00	
地先境界ブロック（基礎無） N3, N4 (C B R 6 %)	1.00	0.10	0.10	1.00	
現場打境界コンクリート N1, N2 (C B R 6 %)	1.00	0.10	0.10	1.00	
現場打境界コンクリート N3, N4 (C B R 6 %)	1.00	0.20	0.20	1.00	
街渠横仮復旧 N1, N2 (C B R 6 %)	1.00	0.10	0.10	1.00	
街渠横仮復旧 N3, N4 (C B R 6 %) N5, N6, N7 (C B R 4%)	1.00	0.20	0.20	1.00	

<参考図>



5. 単価表

(1) 地先境界ブロック、現場打境界コンクリート

(10m 当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
舗装版 破碎積込 (小規模土工)		m ²		表 4.1 施工 P
掘 削	現場制約あり	m ³		表 4.1 施工 P
埋 戻 し	現場制約あり	m ³		表 4.1 施工 P
表層(車道・路肩部)	再生密粒度 As 厚 5cm 平均幅員 1.4m 未満	m ²		表 4.1 施工 P 瀝青材料含まず
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) PK-3 については、必要に応じて計上する。

(2) 街渠コンクリート

(10m 当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
舗装版 破碎積込 (小規模土工)		m ²		表 4.1 施工 P
掘 削	小規模(標準)	m ³		表 4.1 施工 P
埋 戻 し	小規模	m ³		表 4.1 施工 P
表層(車道・路肩部)	再生密粒度 As 厚 5cm 平均幅員 1.4m 未満	m ²		表 4.1 施工 P 瀝青材料含まず
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) PK-3 等については、必要に応じて計上する。

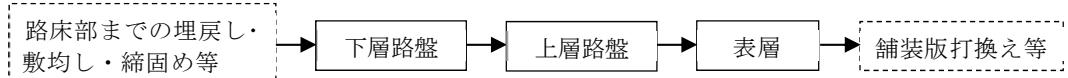
6-2 車道一次復旧

1. 適用範囲

本資料は、車道一次復旧に適用し、単価表を用意するものである。

2. 施工概要

標準施工フローは、下記のとおりとする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工パッケージ

(1) 上層路盤

上層路盤については、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-1-①路盤工(歩道部)」によるものとする。

(2) 下層路盤

下層路盤については、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-1-①路盤工(歩道部)」によるものとする。

(3) 表層

アスファルト舗装については、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-1-②アスファルト舗装工(車道・路肩部)」によるものとする。

4. 舗装構造

車道一次復旧の構造及び路盤必要量は次表を標準とする。

表 4.1 舗装構造及び路盤必要量

車道構造	路盤種類	構 造 [cm] (表層-上層路盤-下層路盤)
N1 設計C B R 6%	再生粒度調整碎石 RM-25(上層)	5-13
N2 設計C B R 6%		5-13
N3 設計C B R 6%	鉄鋼スラグ HMS-25(上層) + 再生クラッシャラン RC-40(下層)	5-13-10
N4 設計C B R 6%		5-13-10
N5 設計C B R 4%		5-20-25
N6 設計C B R 4%		5-30-25
N7 設計C B R 4%		5-40-30

(注) 1. 下層路盤(再生クラッシャラン)及び上層路盤(再生粒度調整碎石)については、他の路盤材を用いることもできる。

2. 上層路盤の施工区分は一層当たりの仕上り厚を15cm、下層路盤の施工区分は一層当たりの仕上り厚を20cmとして施工層数を算出し、決定する。

なお、施工層数は小数点以下を切り上げるものとする。

(例：上層路盤 全仕上り厚が200mmの場合 $200\text{mm} \div 150\text{mm} = 1.33 \cdots \rightarrow 2$ 層施工)

5. 単価表

(1) 車道一次復旧(平均幅員 3.0m 超)

(100 m²当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
上層路盤 (歩道部)		m ²	100	表 4.1 施工 P
下層路盤 (歩道部)		m ²	100	表 4.1 施工 P
表層 (車道・路肩部)	平均幅員 3.0m 超	m ²	100	表 4.1 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

(2) 車道一次復旧(平均幅員 1.4m 以上 3.0m 以下)

(100 m²当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
上層路盤 (歩道部)		m ²	100	表 4.1 施工 P
下層路盤 (歩道部)		m ²	100	表 4.1 施工 P
表層 (車道・路肩部)	平均幅員 1.4m 以上 3.0m 以下	m ²	100	表 4.1 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

(3) 車道一次復旧(平均幅員 1.4m 未満)

(100 m²当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
上層路盤 (歩道部)		m ²	100	表 4.1 施工 P
下層路盤 (歩道部)		m ²	100	表 4.1 施工 P
表層 (車道・路肩部)	平均幅員 1.4m 未満	m ²	100	表 4.1 施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

6-3 車道仮復旧

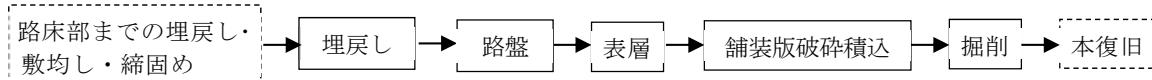
1. 適用範囲

本資料は、車道仮復旧に適用する。

2. 施工概要

標準施工フローは、下記のとおりとする。

車道仮復旧



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工パッケージ

(1) 埋戻し

埋戻しについては、必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（埋戻工）」によるものとする。また、材料については、現場発生良質土または購入土とする。

(2) 上層路盤

上層路盤については、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-1-①路盤工（歩道部）」によるものとする。なお、仮復旧に使用する路盤については再生クラッシャーラン（RC-40）を標準とする。

(3) 表層

アスファルト舗装については、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-1-②アスファルト舗装工（車道・路肩部）」によるものとする。

(4) 舗装版破碎積込（小規模土工）

舗装版破碎積込については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工（床掘工（舗装版破碎積込））」によるものとする。

(5) 掘削

掘削については、小規模施工により必要に応じて計上するものとし、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-②土工（掘削）」によるものとする。

4. 舗装構造

車道仮復旧の構造及び路盤材の必要量は次表を標準とする。

表 4.1 舗装構造及び路盤必要量

車道構造	路盤種類	構 造 [cm] (表層-路盤(A)-埋戻し(B))
N1 設計C B R 6%	再生クラッシャーラン（RC-40）	5-13-0
N2 設計C B R 6%		5-13-0
N3 設計C B R 6%	再生クラッシャーラン（RC-40） + 現場発生良質土 または購入土(埋戻し)	5-15-8
N4 設計C B R 6%		5-15-8
N5 設計C B R 4%		5-15-30
N6 設計C B R 4%		5-15-40
N7 設計C B R 4%		5-15-55

(注) 1. 路盤材は再生クラッシャーラン（RC-40）を標準とするが、状況に応じて他の路盤材を用いることができる。

5. 単価表

(1) 車道仮復旧 (施工幅 3.0m 超)

(100 m²当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
埋 戻 し	現場発生良質土または購入土 小規模	m ²	B	必要に応じて計上 表 4.1 施工 P
上層路盤 (歩道部)		m ²	100	表 4.1 施工 P
表層 (車道・路肩部)	平均幅員 3.0m超	m ²	100	表 4.1 施工 P
舗装版 破碎積込 (小規模土工)		m ³	100	施工 P
掘 削	小規模(標準)	m ³	A+B	施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

(2) 車道仮復旧 (施工幅 1.4m 以上 3.0m 以下)

(100 m²当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
埋 戻 し	現場発生良質土または購入土 小規模	m ²	B	必要に応じて計上 表 4.1 施工 P
上層路盤 (歩道部)		m ²	100	表 4.1 施工 P
表層 (車道・路肩部)	平均幅員 1.4m 以上 3.0m 以下	m ²	100	表 4.1 施工 P
舗装版 破碎積込 (小規模土工)		m ³	100	施工 P
掘 削	小規模(標準)	m ³	A+B	施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

(3) 車道仮復旧 (施工幅 1.4m 未満)

(100 m²当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
埋 戻 し	現場発生良質土または購入土 小規模	m ³	B	必要に応じて計上 表 4.1 施工 P
上層路盤 (歩道部)		m ²	100	表 4.1 施工 P
表層 (車道・路肩部)	平均幅員 1.4m 未満	m ²	100	表 4.1 施工 P
舗装版 破碎積込 (小規模土工)		m ³	100	施工 P
掘 削	小規模(標準)	m ³	A+B	施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

6-4 段差すりつけ工

1. 適用範囲

本資料は、車道・路肩部における段差すりつけに適用する。

2. 施工概要



3. 使用材料

段差すりつけにおいて、瀝青材料は使用しない。

4. 単価表

(1) 段差すりつけ (1 m³当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
段差すりつけ用仮設舗装		m ³	1	
アスファルト合材	再生密粒度 As	t	2.51	
諸 雜 費		式		
計				

7 蓋修正工

1. 適用範囲

本資料は、鉄蓋等の高さ調整について適用し、単価表を用意するものである。

2. 水道用鉄蓋修正

2-1 水道用鉄蓋（消火栓、制水弁）修正工（3箇所当り）

内 訳	箇 所
消火栓修正	1
制水弁修正	2

※市内の消火栓数、制水弁数から算出している。

2-2 土木工事標準単価

（1）排水構造物工 蓋版

消火栓修正工、制水弁修正工、止水栓修正工については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-1-⑥排水構造物工」の蓋版によるものとする。

2-3 単価表

（1）消火栓修正工

（10 箇所当り）

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
排水構造物工 蓋版（再利用撤去）	40 を超え 170kg／枚以下	枚	10	標準単価
排水構造物工 蓋版コンクリート・鋼製	40 を超え 170kg／枚以下	枚	10	標準単価
諸 雜 費		式	1	
計				

（2）制水弁修正工

（10 箇所当り）

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
排水構造物工 蓋版（再利用撤去）	40kg／枚以下	枚	10	標準単価
排水構造物工 蓋版コンクリート・鋼製	40kg／枚以下	枚	10	標準単価
諸 雜 費		式	1	
計				

（3）水道用鉄蓋（消火栓、制水弁）修正工

（3 箇所当り）

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
消 火 栓 修 正		箇所	1	2-3 単価表（1）
制 水 弁 修 正		箇所	2	2-3 単価表（2）
諸 雜 費		式	1	
計				

(4) 止水栓修正工

(10 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
排 水 構 造 物 工 蓋 版 (再 利 用 撤 去)	40kg／枚以下	枚	10	標準単価
排 水 構 造 物 工 蓋 版 コンクリート・鋼製	40kg／枚以下	枚	10	標準単価
諸 雜 費		式	1	
計				

3. 街渠樹蓋修正工

3-1 土木工事標準単価

(1) 排水構造物工 蓋版

街渠樹蓋版撤去設置については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-1-⑥排水構造物工」の蓋版によるものとする。

(2) 構造物とりこわし工

コンクリートのとりこわしについては、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-1-④構造物とりこわし工」によるものとする。

3-2 施工パッケージ

(1) コンクリート

生コンクリートの打設については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-4-①コンクリート工」によるものとする。養生については一般養生を標準とする。

(2) 舗装版破碎積込 (小規模土工)

舗装版破碎積込については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-1-③作業土工(床掘工(舗装版破碎積込))」によるものとする。

(3) 表層

アスファルト舗装については、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-1-②アスファルト舗装工(車道・路肩部)」によるものとする。

(4) 舗装版切断

アスファルト舗装版切断については、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-3-③舗装版切断工」によるものとする。

3-3 単価表

(1) 街渠樹蓋修正工 (在来蓋及び新品ダクタイル蓋)

(10 箇所当り)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
排 水 構 造 物 工 蓋 版 (再 利 用 撤 去)	40 を超え 170kg／枚以下	枚	10	標準単価
排 水 構 造 物 工 蓋 版 コンクリート・鋼製	40 を超え 170kg／枚以下	枚	10	標準単価
街 渠 樹 蓋	街渠樹(大阪市型)蓋 ダクタイル製	枚	10	必要に応じて計上
構 造 物 と り こ わ し 工	無筋構造物人力施工	m ³	0.18	標準単価
コ ン ク リ 一 ト	小型構造物人力打設	m ³	0.18	施工 P
舗 装 版 破 碎 積 込 (小 規 模 土 工)		m ²	0.89	施工 P
表 層 (車道・路肩部)	再生密粒度 As 厚 5cm 平均幅員 1.4m 未満	m ²	0.89	施工 P 瀝青材料含まず
舗 装 版 切 断	アスファルト舗装版 15cm 以下	m	7.40	施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

※生 Co 打設のみを昼間で施工する場合は、上記単価表の「コンクリート」を昼間の施工パッケージとし、それ以外は夜間の施工パッケージを適用する。

4. 下水マンホール修正工

4-1 施工パッケージ

(1) 蓋設置

下水マンホール修正については、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-4-②電線共同溝（C・C・B O X）（蓋設置）」によるものとする。

なお、本単価表は、架台ブロックが支給品の場合についても適用する。

4-2 単価表

(1) 下水マンホール修正工

(10 箇所当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
蓋 設 置	200kg 以下	組	10	施工 P
諸 雜 費		式	1	
計				

5. 集水枠修正工

5-1 土木工事標準単価

(1) 排水構造物工 蓋版

集水枠修正工については、国土交通省土木工事標準積算基準書「VI-1-⑥排水構造物工」の蓋版によるものとする。

5-2 単価表

(1) 集水枠修正工

(10 箇所当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
排 水 構 造 物 工 蓋 版 (再 利 用 撤 去)	40 を超え 170kg/枚以下	枚	10	標準単価
排 水 構 造 物 工 蓋 版 コンクリート・鋼製	40 を超え 170kg/枚以下	枚	10	標準単価
諸 雜 費		式	1	
計				

8 仮覆工板設置・撤去工

1. 適用範囲

本資料は、道路維持修繕等において、小構造物の施工の際の出入口部及び横断歩道部の覆工板の設置・撤去作業に適用するものとする。

2. 仮覆工板の規格・形状寸法

表 2.1 仮覆工板の規格・形状寸法

施工区分	種 別	形状寸法 (mm)
車道部	鋼板	12×914×1829
歩道部	鋼板	4.5×914×1829

3. 仮覆工板損料

仮覆工板の損料については、国土交通省土木工事標準積算基準書「II-5-①仮設工」によるものとし、下表を標準とする。

表 3.1 覆工板損料

損料率 (%)
10

(注) 1. 覆工板の種別は鋼材とし、使用期間は3ヶ月未満とする。

2. 損料算出の際、鋼板体積に単位体積質量を掛けた数量を重量とする。

4. 数量表

各設置・撤去箇所の日数及び転用回数は、次表を標準とし、施工する対象工種に応じて考慮し、計上する。

表 4.1 必要日数及び転用回数

対 象 工 種	必要日数	転用回数
地先境界ブロック	8 日	2 回
歩車道境界ブロック	8 日	2 回
街渠コンクリート	8 日	1 回
現場打境界コンクリート	8 日	1 回
歩車道境界ブロック+街渠コンクリート	16 日	3 回

(注) 地先及び歩車道境界ブロックは、基礎有りとする。

5. 労務歩掛

設置・撤去歩掛は、次式により算出する。

仮覆工板設置・撤去

$$10\text{m当枚}(10/0.914) \times \text{転用回数} \quad \dots \dots \text{式1 (縦置き)}$$

$$10\text{m当枚}(10/1.829) \times \text{転用回数} \quad \dots \dots \text{式1 (横置き)}$$

覆工板損料

$$\text{重量} \times \text{損料率} \times \text{使用日数} / 90 \text{日 (3ヶ月)} \times 10\text{m当枚 (縦置き)} \quad \dots \dots \text{式2}$$

$$\text{重量} \times \text{損料率} \times \text{使用日数} / 90 \text{日 (3ヶ月)} \times 10\text{m当枚 (横置き)} \quad \dots \dots \text{式2}$$

＜参考図＞



6. 単価表

(1) 仮覆工板設置・撤去 車道部

(地先境界ブロック、歩車道境界ブロック、街渠コンクリート、現場打境界コンクリート) (10m当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
仮覆工板設置・撤去 (車 道 部)	鋼板 100kg/枚を超 え 170kg/枚以下	枚		式 1
覆 工 板 損 料		Kg		表 2.1, 表 3.1, 表 4.1, 式 2
諸 雜 費		式	1	
計				

(2) 仮覆工板設置・撤去 歩道部 (地先境界ブロック、現場打境界コンクリート) (10m当たり)

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
仮覆工板設置・撤去 (歩 道 部)	鋼板 40kg/枚を超 え 70kg/枚以下	枚		式 1
覆 工 板 損 料		Kg		表 2.1, 表 3.1, 表 4.1, 式 2
諸 雜 費		式	1	
計				